

議案第 31 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市放課後児童クラブの位置及び定員を変更するため、規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する 規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 桜岡第4 放課後児童クラブの項中「166番地」を「292番地」に、「10人」を「45人」に改め、同表三日月第2 放課後児童クラブの項中「60人」を「70人」に改め、同表牛津第1 放課後児童クラブの項及び牛津第2 放課後児童クラブの項中「40人」を「45人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第31号 小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
名称	位置	定数	名称	位置	定数
(略)			(略)		
桜岡第4放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	10人	桜岡第4放課後児童クラブ	小城市小城町292番地	45人
(略)			(略)		
三日月第2放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1683番地	60人	三日月第2放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1683番地	70人
(略)			(略)		
牛津第1放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	40人	牛津第1放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	45人
牛津第2放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	40人	牛津第2放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	45人
(略)			(略)		